



(説明会の様子)

「令和7年度高校生等向け合同企業説明会」開催

7月1日（火）、大分県と大分県教育委員会、おおいた産業人財センターは、「令和7年度高校生等向け合同企業説明会」をクラス武道スポーツセンターで開催しました。

この説明会は、高校生の県内就職を一層促進するため、県内企業が自社の魅力や強みを直接生徒にPRするとともに、地元企業への生徒の理解を深める場として、毎年開催しています。

当日は、約2,300名を超える生徒と過去最多となる235社の企業・団体が参加しました。また、県内の大学・短大・専門学校に進学した生徒については、卒業時に県内就職率が高いことから、新たに進学も検討している生徒を対象にした県内大学・短大・専門学校のブースも用意しました。

冒頭、県産業人材政策課長の佐藤から参加企業の皆さんに対して、「県内高校生の県内就職者数は、毎年70～80名減少しています。こうした中、この説明会は非常に重要な機会なので、ぜひ多くの高校生が県内に残るようにしっかりとPRしてください。」と挨拶しました。

説明会では、企業等から生徒に向けて、企業の概要や事業内容、就業場所、福利厚生等勤務労働条件、魅力や強みなどを説明し、生徒も熱心にメモを取ったり、質問したりしながら、地元企業・学校等について理解を深めました。

大分県就職ポータルサイト

大分県の就職に関する情報をポータルサイトにまとめました！ぜひご利用ください。

「R7年度高校生等向け合同企業説明会」開催	P1
ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント	P2
女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント	P3
みんなで防ごう！職場の熱中症！	P3
大分県男性の育児休業取得促進助成金	P4
R7年度大分県物価高騰対応業務改善奨励金	P5
「おおいた働き方改革セミナー・個別相談会」参加者募集	P6
大分県労政・相談情報センターからのお知らせ	P7
主要労働経済指標	P8
労委だより（大分県労働委員会）	P8

本誌のweb版はこちらから♪

カラーで見やすい

大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。**
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後指針において示す予定です。**
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。

※カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

いわゆる「就活セクハラ」

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。**
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後指針において示す予定です。**
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
(例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応
(例：相談への対応、被害者への謝罪等)

★これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索

女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- ・令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和18年（2036年）3月31日まで**に延長されました。
- ・従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。（施行日：令和8年4月1日）
- ・プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※従業員301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表すること、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

※現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表する要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。

みんなで防ごう！職場の熱中症！

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられています。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、現場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

【対象となるのは】WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

☞ 詳しくは厚生労働省のHPをご確認ください。

パパの育休で、家庭も会社も笑顔に！

大分県男性の育児休業 取得促進助成金



大分県ではパパの育休取得を後押しする中小企業等事業者を応援します！

支給額（上限20万円）

取得者1人目

5万円

取得者2人目以降

3万円

○30日以上の
育休を取得した場合は、
3万円加算

※同一労働者の同一の子に係る育児休業については1回のみ支給

対 象

令和6年4月1日以降に育児休業を開始し、令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に職場復帰した男性労働者がいる**法人または個人事業主***

*資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者が300人以下

主な支給条件

- 子が2歳に達するまでの間に**連続5日以上**（所定労働日が4日以上）の育児休業を取得させ、職場復帰させていること
- おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）**に認証されていること
- おおいたイクボス宣言**を行っていること
- 育児休業を取得した男性労働者に、**育休体験記**を作成させ、社内で啓発し、実施内容を県に報告すること
- 男性の育児休業取得促進に向けた取組**を、令和6年4月1日以降新たに1つ以上実施していること

申請期限

次のうち**いずれか早い時期まで**に申請してください。

- 直近の職場復帰日から**2か月以内**
- 直近の職場復帰日の属する年度の3月31日 ▶ **令和8年3月31日**

※上記の申請期限は**必着**です。期限間際の申請の場合は、あらかじめご連絡ください。

問合せ先

大分県商工観光労働部雇用労働室（☎ 097-506-3327）



申請書類等、詳細はホームページをご覧ください

男性の育休助成金 大分県

▶ 大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14330/danseiikukyu-joseikin.html>



令和7年度

県内事業者の皆様へのお知らせ

R7.4.1

大分県物価高騰対応業務改善奨励金

目的

国の業務改善助成金を利用して生産性向上と賃金引上げに取り組む大分県内の中小企業等を支援し、各事業所の経営改善や労働者の所得向上等につなげます。

概要

生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取組を行い、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、国の業務改善助成金を受給した事業者に対し奨励金を支給します。

また、業務改善助成金の申請に必要な事務に係る社会保険労務士等への報酬も奨励金の対象とします。
※国の業務改善助成金の実施状況により、県奨励金も変更の可能性があります。

対象者

次の中小企業等が奨励金の対象者となります。

○令和5年4月1日以降に大分労働局に業務改善助成金の交付申請を行い、令和6年4月1日から令和8年1月30日までに交付決定の通知を受け、その後交付額確定の通知を受けている中小企業・小規模事業者（個人事業者含む。）

支給額

※次に掲げる①+②の金額を奨励金として支給します。

① 業務改善助成金分

業務改善助成金（国）における対象経費支出額から助成金を除き、1/2を乗じた額と奨励金上限額（750,000円）を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。ただし、奨励金の額は国助成金額の範囲内に限ります。

【奨励金支給例】
 ※国助成率が
 4/5の場合

補助対象経費が200万円のケース			
業務改善助成金 160万円	自己負担分 40万円		
	県奨励金 20万円	自己負担 20万円	

自己負担分の1/2を奨励金として支給

② 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に奨励金として支給します。

申請書類等提出期限

- ①業務改善助成金交付決定報告書 : 令和8年1月30日
 ②大分県業務改善奨励金申請書兼請求書 : 令和8年3月13日



【※1】①助成金交付決定報告書には国助成金交付決定通知書等、②申請書兼請求書には国助成金交付額確定通知書等の写しの添付がそれぞれ必要になります。受け取られた際は大切に保管してください。

【※2】予算の範囲内で交付するため、交付決定報告書の提出期限前に募集を終了する場合があります。

【問い合わせ先】

大分県商工観光労働部雇用労働室

TEL 097-506-3354・3353

8:30～17:15（月～金まで、土日・祝日は除く）

（大分市大手町3丁目1番1号 県庁本館7階）

各種支援制度の情報は
 中小企業支援ポータル！

<https://oita-chusho.jp/>

※ポータルトップページの

「キーワード検索」に

「令和7年度 奨励金 お知らせ」と入力して検索！



令和7年度「おおいた働き方改革」推進事業

おおいた働き方改革 セミナー・個別相談会

参加
無料

～経営戦略や人材確保といった
視点からの働き方改革の推進～

人手不足などの課題を抱える中小企業を対象に、
働き方改革推進を支援するための
セミナー・個別相談会を開催します。

オンライン
参加可能

日 程

セミナー (会場・オンライン)	大分市 7月30日(水)	講演 働き方改革と企業の実務対応 J:COM ホルトホール大分 セミナールームL 13:30～15:30 会場定員：60名(オンライン：50名)
個別相談会 (会場・オンライン)	第 1 回 大分市 7月30日(水) J:COM ホルトホール大分 セミナールームL 15:30～17:30 定員：10社(オンライン含む)	第 2 回 大分市 9月17日(水) 大分県社会保険労務士会 会議室 13:00～17:00 定員：10社(オンライン含む)

セミナー内容

働き方改革と企業の実務対応

～働き方を見直す業務効率化への具体的取組と助成金紹介を踏まえて～

講師 大分県社会保険労務士会 副会長 緒方 幸治 氏

対 象

県内の企業経営者
及び 人事労務担当者

参加申込み

参加を希望される方は、二次元バー
コードよりお申し込みください。
※定員になり次第締切らせていただきます。

事前予約制
となります。

セミナー・個別相談会後のフォローアップとして、社会保険労務士による企業への個別訪問支援も行っています。

お問い合わせ

大分県社会保険労務士会

〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階

TEL.097-536-5437

大分県商工観光労働部
雇用労働室の委託に
よるものです

大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談（8月～9月）

大分県労政・相談情報センターは、働く現場でのトラブルが合理的かつ円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理し、労働者、使用者関係なく労働に関することならどなたでも相談が可能です。なお、事業所等が労働基準法令に違反していると思われる場合は、国の機関である労働基準監督署にご相談ください。

一般労働相談

労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。

相談日 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
 （土日祝日及び12/29～1/3はお休みです。）
 相談は来所又は電話によります。

出張労働相談

月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。

8月21日(木) 場所 J:COMホール大分 404会議室
 受付 13:00～16:00

9月17日(水) 場所 日田市役所2階 201会議室
 受付 13:30～15:30

労働なんでも相談

労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。

8月27日(水) 場所 宇佐市役所本庁2階 25会議室
 受付 10:00～15:00

9月19日(金) 場所 ゆふいんラックホール2階会議室
 受付 10:00～15:00

メール相談

来所・電話相談が困難な場合は、メール相談をお受けしています。

継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。
 ご相談は、メール相談入力フォームからお願いします
<https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html>

大分県 労働相談 検索

固定電話（フリーダイヤル） 0120-601-540 スマホ・携帯電話 097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター（大分県雇用労働室内）
 TEL 097-532-3040

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、1959年の設立以来、119万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中 CHU **退** TAI **共** KYO
小企業 職金 済制度

安心
 確実な退職金支払
 安心の資産運用

有利
 掛金は全額非課税
 掛金の一部を国が助成

簡単
 外部積立型で管理が簡単
 退職金試算額もお知らせ

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
 TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

詳しくは
ホームページをご覧ください。

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県
令和3年 平均	368,493	309,022	296,652	255,452	71,841	53,570	142.4	148.3	130.8	136.7	11.6	11.6
4年 平均	379,732	317,356	303,496	262,270	76,236	55,086	143.2	146.4	131.0	133.7	12.2	12.7
5年 平均	386,982	320,255	308,436	264,083	78,546	56,172	143.8	144.8	131.7	133.2	12.1	11.6
令和6年12月	741,317	593,339	319,913	274,492	421,404	318,847	142.2	143.7	130.5	133.3	11.7	10.4
令和7年 1月	327,445	279,551	314,095	270,343	13,350	9,208	135.0	135.8	123.9	126.1	11.1	9.7
2月	323,728	274,437	313,462	272,980	10,266	1,457	135.6	138.6	124.2	129.0	11.4	9.6
3月	347,260	283,603	316,657	272,954	30,603	10,649	138.1	140.2	126.3	129.9	11.8	10.3
4月	338,252	290,133	323,962	277,217	14,290	12,916	145.4	147.6	133.4	137.0	12.0	10.6
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目 年月	新規求人倍率 (季節調整値)				月間有効求人倍率 (季節調整値)		消費者物価指数 (総合)R2年=100		鉱工業生産指数 (季節調整)R2年=100 ※年指数は原指数		1世帯当たり(勤労者世帯) 家計消費支出(円)	
	全 国		大分県		全 国		全 国		全 国		全 国	
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県
令和3年 平均	2.08	1.92	1.16	1.21	99.8	99.5	105.4	103.8			309,469	289,318
4年 平均	2.30	2.19	1.31	1.40	102.3	101.2	105.3	107.4			320,627	327,046
5年 平均	2.28	2.14	1.29	1.41	105.6	104.1	103.9	111.8			318,755	331,993
令和6年12月	2.27	2.13	1.25	1.38	110.7	109.0	101.0	102.1			379,200	306,463
令和7年 1月	2.32	2.16	1.26	1.36	111.2	109.5	99.9	104.1			331,341	292,775
2月	2.30	2.10	1.24	1.34	110.8	109.1	102.2	103.0			313,977	258,903
3月	2.32	2.03	1.26	1.31	111.1	109.1	102.4	105.7			382,959	290,671
4月	2.24	2.14	1.26	1.32	111.5	109.4	101.3	107.0			363,182	261,902
資料出所	厚生労働省	大分県労働局	厚生労働省	大分県労働局	総務省統計局 「消費者物価指数」	経済産業省 「鉱工業生産動向」	県統計調査課 「鉱工業生産指数月報」		総務省統計局 「家計調査」			

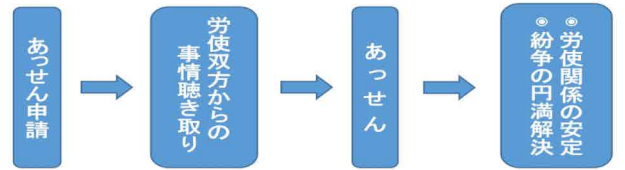
(注)一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値、年度平均は原数値

◆◆ 労 委 だ よ り ◆◆

大分県労働委員会の「あっせん制度」 公正中立・無料・秘密厳守

労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のように証拠調べを行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。
なお、申請は労働者、使用者どちらからも可能です。

※あっせん員・・・労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。



取り扱い件数（令和7年5月～6月）

◎労働争議の調整

種別	新規 A	4月から繰越 B	終結 C	7月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	0	1	1	0

◎個別労働関係紛争

種別	新規 A	4月から繰越 B	終結 C	7月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	0	3	3	0

「あっせんの特徴」をご説明します。 ※あっせんの詳しい内容については、大分県労働委員会事務局までお問合せください。

- ①申請からあっせん開始に至るまでの手続費用は無料です。 (平日午前9時から午後5時まで相談をお受けしています。)
- ②原則1日(申請日～あっせん実施日までの期間は除く)で終了するので、短期間での解決が可能です。
- ③希望がある場合は、相手方と顔を合わせず実施することも可能です。
- ④非公開での実施ですので、あっせんの情報が外部に漏れることはありません。

※労使双方のどちらかが話し合いに応じない場合など、あっせんを開始できないこともあります。

(お問合せ・ご相談先) 大分県労働委員会事務局

TEL. 097-536-3650(相談ダイヤル)
097-506-5241 097-506-5253
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
(県庁舎本館3階)

左記の二次元コードから当委員会のHPにアクセスできます。

「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作・発行) 大分県商工観光労働部雇用労働室
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756
E-mail : a14330@pref.oita.lg.jp